

奈良県告示第三百五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百七十条第三項の規定により、令和八年一月一日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食農部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十三日

奈良県知事 山下真

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
月ヶ瀬漁業協同組合	奈良市月ヶ瀬月瀬	奈内共第二十九号	令和八年一月一日
波多野漁業協同組合	山辺郡山添村大字大西	奈内共第三十号	
五月川漁業協同組合	三重県伊賀市予野	右同	
波多野漁業協同組合	山辺郡山添村大字大西	右同	
合	大西	右同	
室生漁業協同組合	山辺郡山添村大字大西	右同	
宇陀市室生大野	奈内共第三十一	右同	
号 奈内共第三十六	右同	右同	